

「子ども手当」の地方負担に関する緊急決議

政府の平成 23 年度予算編成にあたり、昨年来本会をはじめ地方からの様々な抗議の意が示されてきたにも関わらず、「子ども手当」の財源について地方に対して十分な協議もないまま、市民に不利益を及ぼさないため平成 22 年度限りの暫定措置として受け入れたのと同様の地方負担を継続しようとしていることは、民主党政権の「地域主権の理念」や憲法の「地方自治の本旨」に反し、断じて看過できないことである。

我々神奈川県市長会は、「子ども手当」は国が全責任を持って実施すべきであり、これに要する経費は人件費や事務費を含め全て国庫負担とするよう、再三強く要望してきたところである。

厳しい財政状況であることは国も地方も変わりはなく、我々都市自治体は多様な市民ニーズに対し、それぞれの工夫と努力により、市民にも理解と忍耐をお願いする中で限られた財源を使って日々鋭意応えているところである。

そのような中、民主党は、子ども手当の財源に関し「全額国費」でまかなうと明言していたにもかかわらず、地方固有の財源である「住民税」をもって地方負担を求めることは、全くもって承服できるものではない。

「子ども手当」については、国が全責任を持って以下の事項について万全の措置を講ずるよう強く求めるとともに、万一平成 23 年度以降も地方負担が決定された場合、地方による支給事務の拒否をすることも辞さない断固たる態度で臨むものである。

- 1 子ども手当については、地方に負担を転嫁することなく、支給に要する人件費や事務費などの経費も含め全額国庫負担とすること。
- 2 子ども手当の支給額から、未納の給食費や保育料などの子育て関係で徴収すべき費用に充当できる制度とすること。
- 3 子ども・子育て施策に係る現金給付は国が担い、サービス（現物）給付については、地域の実情に応じて、各自治体が裁量と創意工夫により自主的に決定できるようにすること。
- 4 平成 23 年度以降の制度設計については、地方との十分な協議をおこなったうえで決定すること。

以上、決議する。

平成 22 年 12 月 18 日

神奈川県市長会

神奈川県市長会

会 長	茅ヶ崎市 市長	服 部	信 明
副 会 長	平塚市 市長	大 藏	子 律
副 会 長	海老名市 市長	内 野	優 野
副 会 長	三浦市 市長	吉 田	男 英
顧 問	横浜市 市長	林	子 文
顧問・常任理事	川崎市 市長	阿 部	夫 孝
顧 問	相模原市 市長	加 山	夫 俊
常任理事	伊勢原市 市長	長 塚	子 幾
常任理事	南足柄市 市長	沢	生 長
常任理事	綾瀬市 市長	笠 間	郎 治
常任理事	秦野市 市長	古 谷	幸 義
理 事	座間市 市長	遠 藤	夫 三 紀
理 事	鎌倉市 市長	松 尾	崇 人
理 事	横須賀市 市長	吉 田	一 憲
理 事	小田原市 市長	加 藤	哲 木
理 事	大和市 市長	大 木	典 根
理 事	藤沢市 市長	海 老	靖 林
監 事	厚木市 市長	小 林	常 井
監 事	逗子市 市長	平 井	良 一